

## 学校法人植草学園における大学・短期大学教員の任期に関する規程

〔制 定 平成23年1月21日〕

### (目的)

**第1条** この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。）に基づき、植草学園大学（以下「大学」という。）及び植草学園短期大学（以下「短大」という。）において任期を定めて雇用する教育職員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (任期を定める組織及び職名)

**第2条** 任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という。）の組織、職位及び任期は、次のとおりとする。

任期を定める組織	任期を定める職位	任期	再任
植草学園大学 発達教育学部	助手	5年	2年を単位として再任することができる。

### (就業条件等)

**第3条** 前条に規定する任期以外の就業条件等は、学校法人植草学園職員就業規程による。

### (雇用の同意)

**第4条** 教員を任期を定めて雇用する場合は、別紙様式により、当該雇用される者の同意を得なければならない。

### (雇用手続き)

**第5条** 任期付教員は、専任教員と同様の手続きにより雇用するものとする。ただし、採用に関する通知書（発令通知書）には、任期を明記するものとする。

### (業績審査)

**第6条** 再任の可否を決定するに際しては、当該教員の業績審査を行うものとする。

2 前項の業績審査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 教育活動に関する事項
- 二 研究活動に関する事項
- 三 その他、大学又は短大の運営及び社会への貢献等に関する事項

### (退職)

**第7条** 任期を定めて雇用される教員は、当該任期中であっても、その意思により退職することができる。

### (公表)

**第8条** この規程は、学園のホームページ等により公表するものとする。

### (改廃)

**第9条** この規程は、大学及び短大の人事委員会の議を経て、理事長の承認を得るものとする。

附 則（平成23年1月21日理事長承認）  
この規程は、平成23年1月21日から施行する。

別紙様式

同意書

日 年 月

学校法人植草学園理事長 殿

( 氏 名 ) 印

私は、〇〇大学〇〇に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）及び学校法人植草学園における大学・短期大学教員の任期に関する規程（平成〇〇年〇〇月〇〇日制定）に基づき、下記の任期により雇用されることに同意します。

記

年 月 日 から 年 月 日まで